



宮 崎 県 公 報

令和5年3月16日(木曜日) 第390号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

目 次	頁
告 示	
○保安林の指定予定……………(自然環境課) 1	
○ふ化業者の登録……………(畜産振興課) 1	
○道路の区域の変更……………(道路保全課) 1	
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の支援業務を行う事務所の所在地の変更……………(建築住宅課) 2	
訓 令	
○宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式	
を定める規程の一部を改正する訓令……………(財政課) 2	
公 告	
○土地改良区の清算人の退任の届出……………(農村整備課) 8	
○基本測量の実施の通知……………(管理課) 8	
○公共測量の実施の通知(2件)……………(“) 8	
病院局企業管理規程	
○病院事業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程……………8	
○病院事業会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程……………9	
正 誤	
○令和5年2月17日付け県公報(号外第9号)中……………10	

告 示

宮崎県告示第 203号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和5年3月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字大河内字小向 1887-13、1887-16、1887-21、1887-22、1887-31、1887-109、1894-26

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字小向1887-13・1887-21・1887-22・1894-26(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、1887-109

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 204号

養鶏振興法(昭和35年法律第49号)第7条第1項の規定により、次の者をふ化業者に登録した。

令和5年3月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登 録 番 号	登 録 年 月 日	登 録 業 者		ふ 化 場	
		氏 名 又 は 名 称	住 所	名 称	所 在 地
宮崎 4-2 号	令和5年 2月20日	株式会社 児湯食鳥	宮崎県児湯郡川南町大字川南 21622 番地 1	株式会社 児湯食鳥 西都工場	西都市大字清水13 80番地
宮崎 4-3 号	令和5年 2月20日	株式会社 児湯食鳥	宮崎県児湯郡川南町大字川南 21622 番地 1	株式会社 児湯食鳥 北郷工場	日南市北郷町北河内4353

宮崎県告示第 205号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年3月16日から同年同月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
26	県道	宮崎須木線	東諸郡郡綾町大字南俣	旧	4.7~ 24.8	206.3

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

		字大口5692 番1地先か ら同郡同町 同大字同字 5692番1地 先まで	新	22.1~ 34.3	206.3
--	--	--	---	---------------	-------

- 1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称
株式会社ミライズ
- 2 届出事項

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
支援業 務を行 う事務 所の所 在地	宮崎市中村東2丁目 3番14号ミライズビ ル 103号	宮崎市中村東2丁目 3番14号ミライズビ ル 102号	令和5年 3月2日

宮崎県告示第 206号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第 112号）第41条第 2 項の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人の支援業務を行う事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和5年3月16日

訓 令

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和5年3月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第 2 号

本 庁
各出先機関

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程の一部を改正する訓令

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程（平成元年訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。
別記様式第22号（その 1）を次のように改める。

様式第22号 (その1)

(表)

宮崎県 領収済通知 (財務・納入)									
加入者名	口座番号	金額							
取替機別番号	納付番号	確認番号							
システム区分	所属コード	年度	会社コード	科目コード	測定区分				
<input checked="" type="checkbox"/> 初め取らなごでお出しください									
納期	納入期限	所屬							
内 (科目)	()								
納入者	領収済印								
コンビニ等取納用 (注意) 金額を訂正した場合は領付できません。									
(宮崎県・コンビニ等本部勢)									

宮崎県 収入伝票									
年 度	加入者名	金額							
口 座 番 号	納 付 番 号	確 認 番 号							
納 付 番 号	シ ス テ ム 区 分	年 度	会 社 コー ド	科 目 コー ド	測 定 区 分				
金 額									
<input checked="" type="checkbox"/> 初め取らなごでお出しください									
納 務 者	納入期限	所屬							
内 容	()								
所 属	領 収 済 印								
(金融機関・コンビニ等特約店) 金融機関取存 1年 コンビニ等取存 3月									

宮崎県 納入通知書兼領収証									
年 度	納付番号	金額							
領 収 済 印 上記の金額を領収しました。									
納入期限	納入場所								
内 容 (科目)	()								
所 属	印								
上記の金額を納入してください。 年 月 日									
収入印紙不要									

(裏)

<p>コンビニエンスストア等では宮崎県に代わり、収入金を代理受領しています。</p> <p>お問い合わせ先：宮崎県会計管理局会計課 電話 受付時間</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>納入通知書の記載内容については、 表面記載の所属にお問合せください。</p> </div> <p style="text-align: right;">収納代行</p>	<p>納入場所 納入できる金融機関</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; margin-top: 5px;"></div> <p>納入できるコンビニエンスストア等</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; margin-top: 5px;"></div> <p>※領収証は、納入の事実を証明する書類ですので大切に保管してください。 ※金額を訂正したものは、金融機関又はコンビニエンスストア等では納入できません。 ※次のものはコンビニエンスストア等では納入できませんので御注意ください。 ・表面にバーコードが印字されていないもの（読み取れないものを言います。）。 ・1件の納入金額が30万円を超えるもの。 ・納入期限後30日を経過したもの。</p>
--	---

別記様式第33号 (その1) を次のように改める。

様式第33号 (その1)

<p>宮崎県 領収済通知 (財務・払込)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座番号</td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td>取納機関番号</td> <td>納付番号</td> <td>確認番号</td> </tr> <tr> <td>システム区分</td> <td>所属コード</td> <td>名称区分</td> </tr> <tr> <td>支払区分</td> <td>会社コード</td> <td>科目コード</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年度</td> <td>課税区分</td> </tr> </table>	加入者名	口座番号	金額	取納機関番号	納付番号	確認番号	システム区分	所属コード	名称区分	支払区分	会社コード	科目コード		年度	課税区分	<p>宮崎県 収入伝票</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>年度</td> <td>加入者名</td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td>口座番号</td> <td>納付番号</td> <td>確認番号</td> </tr> <tr> <td>領収年月日</td> <td>私込者</td> <td>内容</td> </tr> <tr> <td>所 属</td> <td>領収年月日</td> <td>所 属</td> </tr> </table>	年度	加入者名	金額	口座番号	納付番号	確認番号	領収年月日	私込者	内容	所 属	領収年月日	所 属	<p>宮崎県 現金払込書領収証</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>年度</td> <td>納付番号</td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td>領収年月日</td> <td>納入場所</td> <td>所 属</td> </tr> <tr> <td>内容 (科目)</td> <td colspan="2">()</td> </tr> </table>	年度	納付番号	金額	領収年月日	納入場所	所 属	内容 (科目)	()	
加入者名	口座番号	金額																																				
取納機関番号	納付番号	確認番号																																				
システム区分	所属コード	名称区分																																				
支払区分	会社コード	科目コード																																				
	年度	課税区分																																				
年度	加入者名	金額																																				
口座番号	納付番号	確認番号																																				
領収年月日	私込者	内容																																				
所 属	領収年月日	所 属																																				
年度	納付番号	金額																																				
領収年月日	納入場所	所 属																																				
内容 (科目)	()																																					
<p><input checked="" type="checkbox"/> 切取</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 切取</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 切取</p>																																				
<p>額 収 年 月 日</p> <p>内 容 (科目)</p> <p>払 込 者</p> <p>コンビニ等取納用</p>	<p>額 収 済 印</p> <p>(注 意) 金額を訂正 した場合は 納付できま せん。</p> <p>額 収 済 印 (宮崎県・コンビニ等取納用)</p>	<p>額 収 済 印</p> <p>額 収 済 印 上記の金額を領収しました。</p> <p>収入印紙不徴</p>																																				

別記様式第73号を次のように改める。

様式第73号

宮崎県 領収済通知 (財務・返納)											
加入者名	口座番号	金額									
取納機関番号	納付番号	確認番号									
システム区分	所属コード	年度	会計区分	科目コード	課税区分						
返納期限			所 属			(注) 金額を訂正した場合は納付できません。 (所属県・コンビニ等本部印)					
内 容 (科目)			()								
返 納 義 務 者			領 収 済 印								
<input checked="" type="checkbox"/> 取り戻さないで返納し、お出し下さい。											
宮崎県 収入伝票											
年 度	加入者名	口座番号	納付番号	金 額	返 納 義 務 者	内 容	返納期限	所 属	(所属機関・コンビニ等本部印) 金額欄に記入 1年 コンビニ等保存 3月		
金額	返納者	内容	返納期限	所 属	領収済印						
<input checked="" type="checkbox"/> 取り戻さないで返納し、お出し下さい。											
宮崎県 返納通知書兼領収証											
年度	納付番号	金額									
返納期限	納入場所										
内 容 (科目)	()										
所 属	領 収 済 印		上記の金額を納入してください。 年 月 日 印 収入印紙不要								
所 属	上記の金額を領収しました。										

別記様式第80号 (その2) を次のように改める。

様式第80号 (その2)

宮崎県 領収済通知 (財務・外現金)											
	加入者名	口座番号	金額								
	取納機関番号	納付番号	確認番号								
	シスファミ	所属コード	年度	会計コード	科目コード	課税区分	課税区分				
	内容 (科目)	所 属									
	納 入	領 収 済 印									
<small>コンビニ等収納用 (注意) 金額を訂正した場合は納付できません。</small>											
<input checked="" type="checkbox"/> 領収済通知 (財務・外現金)											
<small>切り取り線</small>											
宮崎県 収入伝票											
	年 度	加入者名	口座番号	納付番号	金額						
	納 入	領 収 済 印									
<small>(宮崎県・コンビニ等収納用) 金額期間保存 1年 コンビニ等保存 3月</small>											
<input checked="" type="checkbox"/> 領収済通知 (財務・外現金)											
<small>切り取り線</small>											
宮崎県 歳入歳出外現金納付書兼領収証											
	年度	納付番号	金額								
	納 入	領 収 済 印									
<small>上記の金額を領収しました。 収入印紙不要</small>											
<input checked="" type="checkbox"/> 領収済通知 (財務・外現金)											

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に存するこの訓令による改正前の宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第68条第 4 項において準用する同法第18条第17項の規定により、三川内土地改良区（延岡市）の清算人の退任について次のとおり届出があった。

令和5年3月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した清算人

氏 名	住 所
甲 斐 棋 丞	延岡市北浦町三川内 172番地
藤 田 一 八	延岡市北浦町三川内3253番地
山 本 光 公	延岡市北浦町三川内 797番地
甲 斐 定 行	延岡市北浦町三川内3358番地 6
大 野 繁 明	延岡市北浦町三川内4562番地

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 1 項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和5年3月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

基本測量（衛星合成開口レーザー地殻変動測量）

2 作業地域

宮崎県全域

3 作業期間

令和5年4月1日から終了を通知するまで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県北諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和5年3月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量（水準測量、空中写真測量）

2 作業地域

宮崎県都城市高崎町

3 作業期間

令和4年10月24日から令和5年3月15日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和5年3月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量（路線測量）

2 作業地域

宮崎県小林市東方

3 作業期間

令和5年2月21日から令和5年7月25日まで

病院局企業管理規程

病院事業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和5年3月16日

宮崎県病院局長 吉 村 久 人

宮崎県病院局企業管理規程第 1 号

病院事業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程

病院事業職員就業規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(部分休業)</p> <p>第 4 条 職員（次に掲げる職員を除く。）の部分休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110号。以下「育児休業法」という。）第19条第 1 項に規定するものをいう。）については、職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年宮崎県条例第 6 号）の適用を受ける者の例による。</p> <p>(1) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第 261号。以下「地公法」という。）</p>	<p>(部分休業)</p> <p>第 4 条 職員（次に掲げる職員を除く。）の部分休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110号。以下「育児休業法」という。）第19条第 1 項に規定するものをいう。）については、職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年宮崎県条例第 6 号）の適用を受ける者の例による。</p> <p>(1) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して管理者が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25</p>

<p>）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p> <p>ア 管理者が任命した職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</p> <p>イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して管理者が定める非常勤職員</p> <p>(2) [略]</p> <p>(非常勤の職員の就業に関する事項)</p> <p>第18条 非常勤の職員（再任用短時間勤務職員等及び会計年度任用職員を除く。）の就業に関する事項は、管理者が別に定める。</p>	<p>年法律第 261号。以下「地公法」という。）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p> <p>(2) [略]</p> <p>(非常勤の職員の就業に関する事項)</p> <p>第18条 非常勤の職員（定年前再任用短時間勤務職員等及び会計年度任用職員を除く。）の就業に関する事項は、管理者が別に定める。</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- この規程は、令和5年4月1日から施行する。
(定年退職者等の再任用に関する経過措置)
- 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、同法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、この規程による改正後の病院事業職員就業規程第4条第1号及び第18条の規定を適用する。

病院事業会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和5年3月16日

宮崎県病院局長 吉 村 久 人

宮崎県病院局企業管理規程第2号

病院事業会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

病院事業会計年度任用職員の給与に関する規程（令和元年宮崎県病院局企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3 会計年度任用職員行政職給料表（第3条関係）

職務の級	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
1級		円		円		円		円		円
	1	136,200	11	145,800	21	156,800	31	170,300	41	185,800
	2	137,100	12	146,900	22	158,000	32	171,800	42	187,200
	3	138,100	13	147,700	23	159,200	33	173,100	43	188,500
	4	139,000	14	148,700	24	160,400	34	174,800	44	189,900
	5	140,000	15	149,800	25	161,500	35	176,500	45	191,400
	6	141,000	16	150,800	26	163,000	36	178,200		
	7	142,000	17	151,900	27	164,500	37	179,900		
	8	143,000	18	153,300	28	166,000	38	181,300		
	9	143,800	19	154,500	29	167,400	39	183,000		
10	144,800	20	155,700	30	168,800	40	184,500			

別表第4を次のように改める。

別表第4 会計年度任用職員医療職給料表（一）（第3条関係）

職務の級	1級	2級	3級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
13	294,000	402,800	
14	298,000	406,300	
15	301,900	409,300	
16	305,700	412,900	
17	309,300	419,400	488,800
18	312,800	422,100	491,200
19	316,300	424,600	493,500

20	319,800	427,200	495,900
21	323,400	433,300	502,400
22	327,100	435,500	504,800
23	330,500	437,400	507,100
24	333,800	439,000	509,400
25	337,300	444,700	516,900
26	339,800	447,000	519,200
27	342,400	449,200	521,400
28	344,700	451,500	523,700
29	347,100	457,900	531,800

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

正 誤

令和5年2月17日付け県公報（号外第9号）中

ページ	箇所	誤	正
1	目次	告 示	公 告

ページ	段	行	誤	正
1	左	1	告 示	公 告